

2023 年度私立大学関係予算に関する要望

過重な学費負担を強いられている学生への経済的支援と 公教育機関である私立大学への補助の拡充を求めます

2022 年 8 月 4 日

日本私立大学教職員組合連合

私立大学生の生活と修学の継続が、国立大学生に比して非常に厳しい状況にあることは、明白である。平均学費負担が国立大学約 54 万円に対して、私立大学は約 122 万円である。各私立大学が実施する授業料減免事業に対する補助は、修学支援新制度の開始に伴って廃止され、目安年収 380 万円以上の中間所得層への国の支援はゼロとなっている。また、学生支援機構の奨学金についても、私立大学生は無利子奨学金の募集枠が国公立に比して小さいために、無利子の選考から漏れれば有利子奨学金を借り入れる以外に方途がない。しかし、利子付きの奨学金を返済できる見込みがつかないために申請を避け、学費や生活費を稼ぐために、長時間のアルバイトを余儀なくされる学生が後を絶たない。

アルバイトによって修学を何とか継続させていた私立大学生を襲ったのが、コロナ禍によるアルバイト収入の喪失である。特に自宅外学生や所得が低い家庭の学生は、生活の維持そのものが困難な状態に陥った。足元では感染状況がいったん落ち着き、経済活動が正常化しつつあるものの、再び感染が拡大すれば同様の困窮に陥ることは明らかである。

私立大学生に降りかかっている困難は、日本の大学生の 8 割近くが学んでいる私立大学の財政基盤が実に不安定で、貧困な状態に置かれていることを示している。その原因となっている基本的な問題は以下 4 点である。

- ①すべての私立大学の教育研究に不可欠な経常費に対する国の補助割合が 10%未滿まで削減されていること。経常費補助額は、国立大学への財政支出（運営費交付金）に比べ、学生 1 人当たりで換算すると国立大学のわずか 14 分の 1 にすぎない（2022 年度予算）。
- ②国立大学では施設整備費が措置されているが、私立大学に対しては基礎的な施設整備に対する補助が皆無に近く、ほとんど自前で施設整備を行わなければならないこと。
- ③上述したように奨学金制度においても国立大学生に厚く、私立大学生に薄いという不当な差別が生じていること。
- ④こうした三重苦が、高学費の原因となり、家計の学費負担を過重にし、学生のアルバイト収入への依存、あるいは卒業後の借金苦を生み出していること。

希望する者すべてが無償で高等教育を受ける権利を有するとする、国際人権規約・社会人権規約が掲げる学費無償化の方向は、もはや絵空事であってはならない。コロナ禍と物価高の下でやせ細っている家計に負担を依存しては、退学者を増やし、大学進学率を維持することも難しくなっていくことは必至である。

地球温暖化・異常気象、大規模自然災害、格差と貧困、戦争や紛争といった深刻化する人類的課題の解決を図るために、高等教育は重要な役割を果たす。人口減少・高齢化社会を迎えているわが国において、経済界が主張する国際競争力の強化にとっても、希望するすべての者が高等教育を受ける権利を確保することは、必要条件となるはずである。

日本私大教連は、文部科学省が2023年度予算概算要求を策定するにあたり、以下の要望事項を真摯に検討し、概算要求に反映させることを強く求めるものである。

I <私立大学関連予算> 私立・国立同等の基盤経費補助と施設費の支援を求める

公教育機関である大学の基礎的な教育条件は、国公立という設置形態や、大都市部と地方といった大学の立地、また個々の大学の財政力等によって、異なってはならない。しかし現状は、公的支援における私立・国立間の差別的ともいえる格差の中で、私立大学の教育条件の維持・向上のための原資は、学生生徒納付金に依拠せざるを得ず、教育条件の高度化の足かせとなっている。公的な財政支援の拡充は不可欠である。

(1) 私立大学等経常費補助額を、経常的経費の2分の1へ増額すること等を求める

私立学校振興助成法の目的である、①教育条件の維持及び向上、②在学する学生に係る修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性の向上に則って、制度創設時の政策目標である2分の1補助を原則とし、一般補助を中心に経常費補助の拡充を図ることを求める。

- ① 一般補助を大幅に増額すること。経常費補助率が現在の1割未満の状態であれば、直ちに特別補助の全額を一般補助に移行することを求める。
- ② 私立大学等改革総合支援事業と、「教育の質に係る客観的指標」による経常費補助の重点配分を中止すること。経常費補助額を極めて低い水準に抑制したうえに、評価に基づく重点配分の枠組みを持ち込むことは、経常費補助制度の理念・目的を二重に棄損している。文科省が設定した評価項目には、私立大学の健全な発展に資するとはいえないものが含まれており、これらが私立大学の教育研究の質向上を促進するという検証はなされていない。
- ③ 定員割れ大学に対する経常費補助の減額・不交付措置を中止すること。定員割れ大学においても、現に教育研究活動が行われており、学生には教育を受ける権利がある。岸田政権は減額・不交付措置のさらなる強化を行おうとしているが、撤回すべきである。淘汰の促進ではなく、支援の充実こそ不可欠である。
- ④ 人口減少地域における私立大学では、定員割れを来していても、地域振興の面から地域社会から維持・存続が求められている大学も数多く存在する。自治体による私立大学支援を地方交付税交付金の対象とするなど、地方私立大学の存続を図るための予算の新設を求める。

(2) 私立大学の基本的な施設整備を助成する安定した予算枠を求める

国立大学の施設整備は、基本的には国が措置する施設整備費補助金によって調達されてい

る。高等教育の質保証にとって、基本的な施設の整備は必須である。私立大学に対しては、これまで「高度化」目的に限られていた競争的な施設設備整備補助、耐震関連補助がごくわずか措置されているのみである。大学教育の骨格をなしている教室棟の施設整備については、政府が責任をもって支援すべきである。そうでなければ、政府は私立大学に対して、国立大学と同等の質保証を求める根拠がないはずである。

- ① 教室棟の新設、拡張、更新、大修繕に係る支出額の2分の1を補助できる予算枠を新設すること。

Ⅱ <学生の修学支援>学費負担の抜本的軽減と奨学制度の拡充

(1) 政府の責任において、すべての大学生に学費の半額を助成する予算を創設することを求める

過重な家計負担となっている私立大学生の学費負担を軽減することは、急務の課題である。この間、私立大学の学費は上昇を続けている。国立大学もその傾向が見られる。現在の状態は、国際人権規約の高等教育の無償化条項を批准しているわが国の立場に反するものである。これほど高等教育を私費負担に依存している国は、世界でも例が少ない。

私立、国立、公立の区別なく、同じ割合で学費負担を軽減することは、絶望的なほどに大きい、私立・国立間格差の縮小にもつながる。特に高額となっている理系、医歯薬系私立大学の学費負担を軽減することは、わが国の経済・社会の持続的かつ公平な発展にとって必須である。

(2) 大学等修学支援新制度（授業料減免、給付奨学金）における支援の対象を中間所得層に拡大するほか、制度を改善・強化することを求める

- ① 修学支援新制度の対象を中間所得層に拡大し、支援額を増額することを求める。
- ② 修学支援新制度の機関要件と成績要件を、撤廃することを求める。
- ③ 修学支援新制度の財源は、国際公約である無償化の実施を見通して、内閣府所管ではなく、文科省予算に移管するよう求める。

(3) 奨学金制度の抜本的改善を求める

- ① 有利子奨学金を廃止し、無利子奨学金に一本化することを求める。また無利子奨学金の成績基準、世帯年収基準を撤廃することを求める。
- ② 所得連動返還型奨学金制度について、有利子奨学金もその対象に加え、最低返還額を撤廃すること、返還期間の上限を設定することを求める。

〔付記〕 経常費補助率 2 分の 1 要求と学費半額補助要求についての日本私大教連の考え方

現在の経常費補助率は、10%未満である。これを 50%に引き上げるための財源は、約 1 兆 4000 億円である。一方、私立大学生の学費半額補助のための財源は、1 兆 6500 億円である。

これらの財源は重複している。もし経常費補助の増額分がすべて学費の値下げに使われるのであれば、学費は 42%下がることになる。そうすると現在の学費水準を半額にするために必要な補助は、差額 2500 億円になる。

大学の教育水準を確保、向上させながら、家計負担を軽減するためには、私大経常費補助という機関補助と学費直接助成の個人補助の両方が必要である。どちらを優先して、どちらを後にするという問題ではない。

私立高校に対する経常費補助と高等学校等就学支援金制度による補助については、国と自治体からの補助を合わせると、経常費の 2 分の 1 を超えるケースも現れている。経常費補助の増額によって教育の充実や学費の低減をはかることと並行して、学費に対する個人補助の対象は、中間所得層にも拡大している。

私立高校において行われている施策と同様な財政支援が、私立大学に対しても行われるよう求めるものである。